

平成25年11月26日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成25年(行ケ)第4号選挙無効確認請求事件

口頭弁論終結日 平成25年10月18日

判 決

広島市南区宇品西1丁目7番12-502号

原 告 前 島 修

広島市中区基町10番52号

被 告 広島県選挙管理委員会

同代表者委員長 橋 本 宗 利

同指定代理人 村 上 明 雄

來 山 哲

木 下 美 樹 生

藤 原 輝 明

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

(1) 平成23年4月10日執行の広島市長選挙の当選人松井一實の当選の効力に関する原告の審査申出について、被告が平成25年8月20日にした審査申出を却下した裁決を取り消し、上記選挙の当選人松井一實の当選を無効とする。

(2) (公職選挙法205条1項の場合に該当するとき)平成23年4月10日執行の広島市長選挙を無効とする。

2 請求の趣旨に対する答弁(本案前の答弁)

本件訴えを却下する。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

(1) 本件は、原告が被告に対して、平成23年4月10日執行の広島市長選挙（以下「本件選挙」という。）の当選人松井一實の当選を無効とすることを求めた（本件選挙が無効の場合に該当するときは、公職選挙法（以下「法」という。）209条1項により、本件選挙を無効とすることを求めた）事案である。

(2) 被告は、本案前の答弁として、原告が当選の告示の日から14日以内に文書で異議を申し立てていないから、本件訴えは、不適法であり、却下すべきであると主張した。

2 前提となる事実（認定事実中に括弧書きした証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、平成23年4月10日に執行された本件選挙に立候補した者である。

イ 被告は、地方自治法181条1項に基づき、広島県に設置された選挙管理委員会である。

2 本件選挙

ア 本件選挙は、平成23年3月27日に告示され、同年4月10日に執行された。

イ 本件選挙には、原告及び松井一實ら6名が立候補した（甲8）。

ウ 本件選挙の結果、松井一實が当選し、平成23年4月11日、当選の告示がされた（甲8）。

(3) 異議の申出及び異議決定（甲12）

ア 原告は、平成25年5月7日、広島市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）に対し、本件選挙における松井一實の当選について、文書で異議を申し出た。

イ 市選管は、平成25年5月27日、上記異議の申出を却下する決定をした。

(4) 審査の申立て及び審査決定（甲14, 15）

ア 原告は、平成25年6月12日、広島県選挙管理委員会（被告）に対し、市選管の上記決定について、審査を申し立てた。

イ 被告は、平成25年8月20日、上記審査申立てを却下する裁決をした。

3 本件の争点

1 争点①—本件訴えの適法性

2 争点②—本件選挙における当選の効力

4 争点に対する当事者の主張

1 争点①（本件訴えの適法性）について

被告の主張）

ア 法206条1項は、地方公共団体の長の選挙において、その当選の効力に関し不服のある選挙人又は公職の候補者は、当選の告示の日から14日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる旨を規定する。

イ 本件選挙において、当選の告示は、平成23年4月11日にされた。しかし、当選の告示から14日以内である平成23年4月25日までに、原告が文書で市選管に対して異議を申し出た事実はない。

ウ 本件訴えは、法定の期間内に適法な異議が申し出られていないから、不適法である。

（原告の主張）

ア 原告は、市選管に対して、6回（平成23年4月13日、同月20日、平成24年2月29日、同年3月14日、同月21日、平成25年5月2日）の異議を申し出ている。

イ 原告は、法定の期間内に口頭で異議を申し出た。原告に対して異議申出書を求めなかったのは、市選管の過失である。

ウ 本件訴えは、適法な異議が申し出られている。

(2) 争点②（本件選挙における当選の効力）について

(原告の主張)

ア 松井一實は、本件選挙前の平成23年3月5日、広島市中区本通りを「松井かずみ」と明記したのぼりを掲げて有権者に訴える事前選挙運動を行った。松井一實は、本件選挙の候補資格を失っていた。

イ 市選管は、平成23年3月27日、松井一實が本件選挙の候補資格を失っていたのを知りながら、虚偽の宣誓書を受理し、候補者として承認した。

(被告の主張)

原告の主張は、争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点①(本件訴えの適法性)について

1 公職選挙法は、地方公共団体の長の当選の効力について、① 法206条1項において、その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、当選人の告示(法101条の3第2項の規定による告示)の日から14日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる、② 法206条2項において、同条1項の規定により市町村の選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者は、その決定書の交付を受けた日(又は法215条の規定による告示の日)から21日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に対して審査を申し立てることができる、③ 法207条1項において、法206条2項の審査の申立てに対する都道府県の選挙管理委員会の裁決に不服がある者は、当該都道府県の選挙管理委員会を被告として、その決定書若しくは裁決書の交付を受けた日(又は法215条の規定による告示の日)から30日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる、と規定している。

(2) これを本件についてみるに、原告が本件選挙の当選人の告示がされた平成23年4月11日から14日以内に文書で異議を申し出た事実はなく、原告が文書で本件選挙の異議を申し出たのは、本件選挙の当選人が告示された日から14日が経

過した後である平成25年5月7日であった、と認められる。

そうすると、原告の異議の申出は不適法であって、不適法な異議申出を前提とする本件訴えも不適法である。

(3) 原告は、法定の期間内に口頭で異議を申し出た、原告に対して異議申出書を求めなかったのは、市選管の過失である旨主張する。

しかし、法定の期間内に文書で異議を申し出ていないことは原告が自認するところであるし、原告に異議申出書を求めなかったことが市選管の過失であるとも、市選管の過失によって口頭の異議の申し出が適法になるとも認める余地はない(なお、原告作成の平成23年4月13日付けの告発状(甲11)は、広島中央警察署長に対して事前運動について告発する内容であり、市選管に対する異議の申出書ではないし、平成25年5月7日受付の市選管に対する異議申出書(甲10)の同月2日の日付の下「平成23年4月13日」との手書きをもって、平成23年4月13日に原告が市選管に対して異議申出をしたと認めることもできない。)

原告の上記主張は、理由がない。

2 したがって、本件訴えは、不適法として却下すべきである(なお、原告は、松井一實が公職選挙法違反によって本件選挙の候補資格を失っており、当選無効である旨主張するが、法は、一定の選挙犯罪を犯して刑に処せられたときに、その当選人の当選は無効とする(法251条等)旨を規定しており、原告の主張は主張自体失当である。)

3 原告は、本件選挙が法205条1項の場合に該当するときは、法209条により本件選挙を無効とすることを求めている。

しかし、本件選挙が選挙の規定に違反し、選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に該当するとの事実は認められない。

第4 結論

よって、本件訴えは不適法であるから、これを却下することとし、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第2部

裁判長裁判官 小 林 正 明

裁判官 古 賀 輝 郎

裁判官 田 村 政 巳

